

# 令和8年度 各種助成事業一覧

※ 赤字は変更箇所

区分	助成事業名	制度の概要	助成額等	限度額等	予算額(円)	摘要	申請方法	申請書等への押印
交通安全対策	1 運転経歴証明書	運転者の運転経歴証明書取得に対する助成	800円/人・年	1会員150人上限	8,000,000		事後申請	不要
	2 適性診断	運転者適性診断(一般・初任・適齢)の受診料に対する助成	①一般診断 2,400円/人 ②初任診断 2,400円/人 ③適齢診断 2,400円/人	1人年1回	13,200,000		Web申請	不要
	3 睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査	運転者の睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査に要する費用(第一次検査、第二次検査)に対する助成	5,000円/人	1人年1回 1会員50人上限	4,000,000		事前申請	不要
	4 睡眠時無呼吸症候群精密検査(PSG)	SAS検査の結果、精密検査の対象となった者の検査費用に対する助成	20,000円/人(上限)	1人年1回	200,000		事後申請	不要
	5 脳健診	運転者(40才以上)の健康管理のため、脳健診受診に対する助成	10,000円/人(上限)	1会員15人上限	3,500,000		事後申請	不要
	6 ドライバー研修	安全運転研修施設にドライバー等を派遣する訓練費用(受講料)に対する助成	①全ト協主催の特別研修 Gマーク認定事業所 全額 その他 7割 ②全ト協主催の一般研修 全額	1会員10人上限(①②合算)	1,800,000		事前申請	不要
	7 EMS	EMS機器の導入に要した費用に対する助成	導入経費の1/2(上限50,000円)	1会員15台上限	21,000,000		事後申請	不要
	8 ドライブレコーダー	ドライブレコーダーの導入に要した費用に対する助成	導入経費の1/2(上限額は①～③記載額) ①運行管理連携型 50,000円(20,000円) ②標準型 20,000円(20,000円) ③簡易型 10,000円(10,000円) ※( )書きの金額は、国の補助金を受けた場合	1会員15台上限(①～③合算)	19,000,000		事後申請	不要
	9 安全装置	後方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置、呼気吹込み式アルコールインターロック装置、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器及びトルクレンチの導入に要した費用に対する助成	①後方視野確認支援装置 40,000円/台 ②側方衝突監視警報装置 120,000円/台 ③呼気吹込みアルコールインターロック装置 50,000円/台 ④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 50,000円/台 ⑤トルクレンチ 取得価格の1/2 上限70,000円/台 ※⑤トルク・レンチを除く、①～④装置の取得価格が助成額を下回る場合は、その取得価格を助成額とする。	1会員15台上限(①～④合算) ⑤トルクレンチは車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所に1台上限	14,000,000	令和7年度まで特例的に認めていた、「新車に標準で装着された後方視野確認支援装置」については、令和8年度から助成対象外とする。(後付けでの導入が対象)	事後申請	不要
	10 車輪脱落事故防止機器	車輪脱落事故防止機器購入費用に対する助成	購入費用の1/2(上限30,000円)	1会員30,000円上限	600,000		事後申請	不要
	11 フォークリフト技能講習	フォークリフト運転技能講習の受講費用に対する助成	①陸災防 6,000円/人 ②他教習機関 4,000円/人	1会員3人上限	500,000		事後申請	不要
	12 準中型・中型・大型免許等	従業員に指定教習所で準中型、中型免許、大型免許、けん引免許を取得または、準中型・中型免許の限定解除を行った費用に対する助成	①準中型免許 40,000円/人 ②中型免許 75,000円/人 ③大型免許(二種は除く) 150,000円/人 ④けん引免許 50,000円/人 ⑤限定解除(AT限定は除く) 30,000円/人	1会員500,000円上限	20,000,000		事後申請	不要
	13 健康診断	運転者の健康診断に対する助成	①定期健康診断又は雇入れ時健康診断(運転者として雇入れた場合) 1,500円/人 ②特定業務従事者(深夜業)健康診断 1,500円/人	1会員 車両台数×1.4上限 (申請回数は運転者1人につき、①・②それぞれ1回ずつ)	13,500,000	一般会計を財源とした、健康診断受診助成事業を実施。(4/1～5/31までの期間で予算額1,200,000円)	事後申請	不要
	14 女性用休憩施設等	女性及び高齢の従業員用の休憩室、トイレ等の増改築費用に対する助成	工事経費の1/2(上限300,000円)	1会員1施設まで	1,500,000		事前申請	不要
	15 熱中症予防対策支援助成事業	熱中症予防対策用品購入費用に対する助成	購入費用の1/2(上限50,000円)	1会員50,000円上限	2,500,000	令和8年度新設	事後申請	不要
交通公害対策	16 アイドリングストップ支援機器	アイドリングストップ支援機器の導入に要した費用に対する助成	導入経費の1/2 ①電気式の毛布・マット 15,000円/枚 ②エア・温水式ヒーター 60,000円/台 ③蓄冷式クーラー(デンソー、日野、三菱、UD製) 60,000円/台、車載バッテリー式冷房装置 60,000円/台	①電気式の毛布・マット 30枚上限 ②エア・温水式ヒーター 3台上限 ③蓄冷式クーラー・車載バッテリー式冷房装置 3台上限	5,500,000		事後申請	不要
	17 環境対応車	環境対応車(天然ガス、ハイブリッド、電気、燃料電池自動車)の導入に要した費用に対する助成	対象車両ごとの助成額(全ト協・県ト協)など、詳細は要領を参照のこと	1会員5台上限	6,000,000		事前申請	必要
	18 エコタイヤ	エコタイヤの導入に要した費用に対する助成	2,000円/本 車両数×2/3×12本上限	1会員300本上限	33,000,000	福島県から20,000,000円の補助	事後申請	不要
研修・調査	19 中小企業大学校	中小企業大学校の対象講座を受講した場合の受講料に対する助成	受講料の2/3相当額		200,000		事前申請	不要
	20 グリーン経営認証	グリーン経営認証を取得又は更新した際の費用に対する助成	新規取得 100,000円 更新 50,000円上限	1会員1回/年 (支店、営業所の数にかかわらず年度内で1事業者につき取得・更新のどちらか1回)	1,300,000		事後申請	不要
基金運営	21 近代化基金利子補給	設備資金、環境対応車・省エネ機器導入資金、ポスト新長期等規制適合車導入資金の借入に対する利子補給	・上期(令和8年2月長期プライムレートに基づき) 設備資金 利率1.0% 環境対応車・省エネ機器導入 利率1.0% ポスト新長期等規制適合車導入 利率1.0% ・下期(令和8年8月長期プライムレートに基づき) 8月中旬にHPへ掲載予定。	設備資金 1会員35,000,000円 環境対応車・省エネ機器導入資金 1会員70,000,000円 ポスト新長期等規制適合車導入資金 1会員35,000,000円	6,412,252	「限度額等」欄の額は、融資限度額。 令和8年度より利子補給率の決定時期が年2回に変更。	事前申請	必要
	22 信用保証料(一般保証)	信用保証協会の信用保証料(一般の保証)に対する助成	信用保証料の額が50,000円まで 全額 50,000円～ 50,000円に50,000円を超えた額の1/2を加えた額	年度内100,000円上限	1,500,000		事後申請	不要
	23 信用保証料(セーフティネット保証)	信用保証協会の信用保証料(県制度資金等の保証)に対する助成	信用保証料の額が100,000円まで 全額 100,000円～ 100,000円に100,000円を超えた額の1/2を加えた額	年度内200,000円上限 ※「災害関係保証」又は「東日本大震災復興緊急融資」の場合は400,000円上限	3,000,000		事後申請	不要
	24 利子(セーフティネット保証)	県ト協の信用保証料助成を受けたものに対する借入利子の助成	①令和6年度までにセーフティネット保証料助成を受け、借入を行った事業者 助成利率を0.8%とし、助成期間を融資日から3年間、申請期間は融資日から5年以内とする。 ※ 借入(支払)利率が0.8%を下回る場合は借入(支払)利率と同率とする ②令和7年度にセーフティネット保証料助成を受け、借入を行った事業者 助成期間は3年間とし、助成金額は300,000円を上限に設定、申請期間は融資日から4年以内とする。 ※ 助成期間または上限額に達した時点で助成は終了とする		13,000,000	令和11年度をもって事業廃止	事後申請	不要
適正化	25 運行管理者講習	運行管理者講習(一般、基礎)の受講料に対する助成	①一般講習 1,500円/人・年 ②基礎講習 5,000円/人・年	一般講習は選任管理者のみ 基礎講習は車両台数の10%を上限	3,000,000		事後申請	不要
計					196,212,252			

※ 各助成事業の詳細は、各助成事業要領にてご確認ください。